

# 農林水産商工常任委員会資料

(平成27年2月13日)

## 【件名】

- 1 平成26年取扱事件等の概要について ..... 1

労働委員会事務局



# 平成26年取扱事件等の概要について

平成27年2月13日  
労働委員会事務局

## 1 不当労働行為救済申立事件の取扱状況

(1) 平成26年取扱分 … 0件

## 2 労働争議調整事件の取扱状況

(1) 平成26年取扱分 … 2件

### (2) 事件の概要

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
26年 (調) 1号	A争議 (A労働組合)	あっせん	H26. 1.29	60歳以降の労働条件(待遇)	H26. 3.27	解決	2回	(公)濱田 (公)三谷 (公)竹本 (労)小椋 (使)宮城

#### <申請に至る経緯>

○ 定年延長にともなう60歳以降の労働条件について、使用者(被申請者)から賃金減額等を含む内容とする変更案が提示されたため、労使間で団体交渉を実施したものの、協議が平行線のまま進展がないとして、労働組合(申請者)が団体交渉の促進及び60歳以降の労働条件の処遇改定を調整事項とするあっせんで申請したものである。

#### <主な主張点>

- 労働組合側： 賃金減額の理由について、使用者側は経営状況が苦しいためであるとの説明に終始し、具体的な根拠が示されていない。また、経営改善に向けた使用者側の努力も不十分である。
- 使用者側： 経営改善のためには60歳以降の労働条件の変更が必要不可欠である。そのことは団体交渉の場で繰り返し説明してきたが、労働組合側は理解しようとしなかった。使用者として説明義務は果たしているものと認識している。

#### <事件の経過>

- 2月27日 第1回あっせん これまでの団体交渉の経過及び調整事項に対する考え方について労使双方に確認したところ、双方の認識に大きな隔たりがあったため、あっせん員から使用者側に対し、労働条件の変更ともなう経営状況に関する資料の提出及び労働組合側への説明を第2回あっせん期日までに行うよう求めた。
- 3月27日 第2回あっせん 使用者側から提出された資料をもとに双方の認識を改めて確認し、あっせん員立ち会いのもとに労使双方による団体交渉(立ち会い団交)を実施し、団体交渉ルールの合意形成を促した。その後、双方個別に調整した上で、あっせん案を提示したところ双方受諾し、事件は終結した。

事件番号	事件名(申請者)	調整区分	申請月日	調整事項	終結月日	終結区分	調整回数	調整員
26年(調)2号	B 争議(B 労働組合)	あっせん	H26.4.11	団体交渉の促進	H26.6.13	解決	—	(公)吉谷 (公)竹本 (労)五十嵐 (使)宮城
<p>&lt;申請に至る経緯&gt;</p> <p>○ 解雇を通告された組合員の雇用・労働条件について、労働組合(申請者)が団体交渉を申し入れたにも関わらず、使用者(被申請者)が団体交渉に応じなかったため、労働組合が団体交渉の促進を調整事項としてあっせんで申請したものである。</p> <p>&lt;主な主張点&gt;</p> <p>○ 労働組合側： 組合員の雇用・労働条件について、使用者に団体交渉申入書を送付したが、使用者からは何の連絡もなく、団体交渉に応じないままである。</p> <p>○ 使用者側： 組合員に対する解雇通告については既に撤回しており、労働組合が申し入れている団体交渉に応じる必要はない。</p> <p>&lt;事件の経過&gt;</p> <p>○ 4月11日 あっせん員指名</p> <p>○ 6月13日 当委員会からの働きかけを契機として、労使間で団体交渉が実施されたことにより、労働組合からあっせん取下書の提出があり、事件は終結した。(自主解決に伴う取下げにより終結。)</p>								

### 3 個別労働関係紛争あっせん事件の取扱状況

#### (1) 平成26年取扱分 … 34件(うち前年繰越2件)

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分(処理日数)	あっせん回数	あっせん結果打切り理由等
25年(個)20号	労働者	復職に対する環境改善	H25.11.19	1.24	解決(67日)	2回	円滑な職場復帰への措置等で合意
25年(個)21号	労働者	退職に伴う損害賠償の請求	H25.12.25	2.25	解決(63日)	2回	解決金の支払等で合意
26年(個)1号	労働者	慰謝料及び損害賠償の請求	1.28	2.26	打切り(30日)	—	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
26年(個)2号	労働者	退職に伴う損害賠償の請求	1.29	3.8	解決(39日)	1回	解決金の支払等で合意
26年(個)3号	労働者	離職に関する話合い	2.3	2.18	解決(16日)	1回	解決金の支払等で合意
26年(個)4号	労働者	人事異動の撤回	2.13	3.19	打切り(35日)	—	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
26年(個)5号	労働者	未払賃金の請求	2.18	4.4	解決(46日)	1回	解決金の支払等で合意

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分(処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
26年(個)6号	労働者	雇用継続に関する話合い	2.26	3.31	取下げ(34日)	—	申請者があっせんでんを継続しない旨を表明
26年(個)7号	労働者	離職に関する話合い	3.6	4.3	解決(29日)	1回	労働契約の解消等で合意
26年(個)8号	労働者	離職に関する話合い	3.18	4.7	取下げ(21日)	—	申請者があっせんでんを継続しない旨を表明
26年(個)9号	労働者	雇用継続に関する話合い	4.4	6.5	打切り(63日)	3回	労使間の主張の隔たりが大きい ため
26年(個)10号	労働者	社員としての地位の確認	4.11	4.28	解決(18日)	1回	解決金の支払等で合意
26年(個)11号	労働者	解雇に関する話合い	4.22	5.8	解決(17日)	1回	解決金の支払等で合意
26年(個)12号	労働者	パワハラに関する話合い	5.15	7.11	解決(58日)	3回	解決金の支払等で合意
26年(個)13号	労働者	解雇予告手当について	5.30	7.7	打切り(39日)	—	被申請者があっせんでんに不参加の意思を表明
26年(個)14号	労働者	退職に関する話合い	5.30	6.30	解決(32日)	1回	解決金の支払等で合意
26年(個)15号	労働者	退職に関する話合い	6.2	6.23	解決(22日)	2回	円満に労働契約が終了したことの確認等で合意
26年(個)16号	労働者	解雇に関する話合い	6.17	7.4	打切り(18日)	1回	労使間の主張の隔たりが大きい ため
26年(個)17号	労働者	離職理由に関する話合い	6.24	7.16	解決(23日)	2回	解決金の支払等で合意
26年(個)18号	労働者	離職に関する話合い	7.18	7.30	打切り(13日)	—	被申請者があっせんでんに不参加の意思を表明
26年(個)19号	労働者	解雇の撤回について	7.29	9.16	解決(50日)	2回	解決金の支払等で合意
26年(個)20号	労働者	労働条件について	8.28	9.17	解決(21日)	1回	労働条件の変更等で合意
26年(個)21号	労働者	異動に関する話合い	9.10	9.25	取下げ(16日)	—	申請者があっせんでんを継続しない旨を表明

事件番号	申請者	あつせん事項	申請月日	終結月日	終結区分(処理日数)	あつせん回数	あつせん結果打切り理由等
26年(個)22号	労働者	職場復帰に関する話合い	9.11	10.30	解決(50日)	3回	円滑な職場復帰への措置等で合意
26年(個)23号	労働者	解雇に関する話合い	9.18	10.6	打切り(19日)	—	被申請者があつせんに不参加の意思を表明
26年(個)24号	労働者	未払賃金の請求	10.22	11.20	取下げ(30日)	—	自主解決による取下げ
26年(個)25号	労働者	退職に関する話合い	10.28	11.25	打切り(29日)	—	被申請者があつせんに不参加の意思を表明
26年(個)26号	労働者	パワハラと未払賃金について	10.29	11.25	打切り(28日)	—	被申請者があつせんに不参加の意思を表明
26年(個)27号	労働者	離職に関する話合い	11.12	12.8	解決(27日)	1回	解決金の支払等で合意
26年(個)28号	労働者	離職に関する話合い	11.14	12.25	打切り(42日)	6回	労使間の主張の隔たりが大きいため
26年(個)29号	労働者	離職に関する話合い	11.14	12.25	解決(42日)	6回	解決金の支払等で合意
26年(個)30号	労働者	離職に関する話合い	11.14	12.25	打切り(42日)	6回	労使間の主張の隔たりが大きいため
26年(個)31号	労働者	離職に関する話合い	12.17	—	[係属中]	—	—
26年(個)32号	労働者	退職に関する話合い	12.19	12.27	取下げ(9日)	—	申請者があつせんを継続しない旨を表明

(2) 平成26年取扱事件の分類

件数 (重複集計) [件]	紛争内容(重複集計) [件]				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
53	25	6	10	11	1
件数 (実数集計) [件]	処理状況(実数集計) [件]				
	解決	取下げ	打切り	不開始	係属中
34	17	5	11	0	1

業種分類 (実数集計)					[件]
建設	製造、 電気・ガス	情報通信、 運輸・郵便	卸売 小売	宿泊 飲食サービス	
2	4	7	3	2	
教育 学習支援	医療 福祉	サービス			
2	9	5			

平均処理日数	33.0日
解決率	60.7%

※平均処理日数及び解決率は最終分の数字である。

(解決率 … (解決) ÷ {(解決) + (打ち切り)})

#### 4 個別労働関係紛争に係る労働相談の取扱状況

件数 (重複集計) [件]	相談内容 (重複集計)					[件]
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他	
344	87	43	116	57	41	
件数 (実数集計) [件]	対応状況 (実数集計)					[回]
	あっせん 制度説明	助言・傾聴	法令説明	他機関紹介		
240	49	139	10	42		

#### 5 取扱事件数等の推移

区分	年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
	不当労働行為救済申立 (係属)		0	0	1	0	0
労働争議調整 (新規受付)		3	1	1	3	1	2
個別労働関係紛争 あっせん (新規受付)		34 (全国4位)	22 (全国6位)	23 (全国6位)	35 (全国1位)	21 (全国3位)	32 (←)
個別労働関係紛争 労働相談	実数	116	148	274	286	167	240
	重複	135	208	470	510	249	344

区分		年		対前年 同期比
		25年	26年	
個別労働関係紛争 あつせん (新規受付)		21	32	152.4%
個別労働関係紛争 労働相談	実数	167	240	143.7%
	重複	249	344	138.2%